

**岐阜市民病院床頭台等設置場所の  
貸付に係る入札実施要領**

入院患者の快適な入院生活確保のため、「岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札」を実施する。

この入札への参加者は、本実施要領の各事項をご承知のうえ、申し込むこと。

**1 入札に付する事項**

(1) 床頭台等設置のために貸し付ける場所及び面積等

機器名称 貸付箇所(設置場所)	貸付面積(m <sup>2</sup> )			設置台数(台)			最低入札価格 (貸付期間中の貸貸借料、消費税及び地方消費税を含まない。)
	中央 診療棟	西 診療棟	計	中央 診療棟	西 診療棟	計	
床頭台 ・テレビ ・冷蔵庫 ・カード式タイマー ・セーフティボックス	148.22	65.45	213.67	385	170	555	22,453,770円
プリペイドカード 自動販売機	1.44	0.64	2.08	9	4	13	
プリペイドカード 自動精算機	0.16	-	0.16	1	-	1	
洗濯機	6.35	3.17	9.52	16	8	24	
乾燥機	-	-	-	16	8	24	

(2) 貸付期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、期間の延長及び更新はしません。

(3) 貸付条件等

別添仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

本入札への参加資格者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿（平成 26・27・28 年度 物品・委託・その他）に登録されている者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定に基づく資格停止を、本件の入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 岐阜市が過去に実施した床頭台等設置場所の貸付において、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して 6 年目以降の年度に属する日を入札日とする床頭台等設置場所の貸付に係る入札への参加については、この限りでない。
  - ① 落札後辞退した者
  - ② 市有財産賃貸借契約を締結後、契約書第 18 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当し、契約解除された者
  - ③ 賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除することになった者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (5) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

### ① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### ② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、ア) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は、除く。

- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (9) 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (10) 国内の 300 床以上の病院における床頭台の設置業務実績を 1 年以上有していること。

### 3 担当部局

「岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札」の担当部局は次のとおりとし、入札参加の申し込み及び各種問い合わせは当該担当部局に行うものとする。

**【担当部局】**

名称 : 岐阜市民病院事務局 病院施設課  
担当者名 : 柴田、丹羽  
電話 : 058-251-1101 (内線 4308)  
住所 : 〒500-8513 岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地

### 4 入札参加申し込み

(1) 入札参加申し込みの方法

入札に参加を希望する方は、以下に定める受付期間及び受付時間内に、次の①～⑤に掲げる提出書類を、前項「担当部局」に持参のうえ提出してください。郵送、電話、ファクス、電子メール等による申込受付は行いません。

受付が完了したときは、一般競争入札参加受付済書（様式第 7 号）をお渡ししますので、入札日に必ずご持参ください。

**〔提出書類〕**

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 2 号）
- ③ 同意書（様式第 3 号）

- ④ 設置する機器の仕様が確認できる図面・資料
- ⑤ 「実施要領 2 (10)」の実績を証明する契約書等の写し

(2) 受付期間

平成 27 年 12 月 1 日 (火) から平成 27 年 12 月 21 日 (月) まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第 45 号）第 1 条 1 項に規定する市の休日を除く。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分までは除く。

## 5 質問について

(1) 質問方法

この実施要領の記載内容及び本件入札に関する質問は、質問書（様式第 4 号）に記入のうえ、担当部局あてに持参することにより行うものとし、これ以外の方法（郵送、電話、ファクス、電子メール等）によるものは受け付けない。

(2) 受付部署及び受付期間

質問の受付期間

平成 27 年 12 月 1 日 (火) から平成 27 年 12 月 11 日 (金)

午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例第 1 条 1 項に規定する市の休日を除く。

(3) 質問の回答方法

質問書への回答は、質問書に記入された「質問内容」とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、この質疑応答集を、質問書を受け付けた担当課にて交付する方法と、岐阜市民病院ホームページ (<http://gmhosp.jp/>) に掲載する方法とにより公表します。

公表予定日は、平成 27 年 12 月 18 日 (金) です。

なお、質問書提出者へ個別の回答は行いません。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 入札の日時及び会場等

(1) 日時

平成 27 年 12 月 25 日 (金)                      14 時 00 分

(2) 会場

岐阜市民病院 西診療棟 5階 第一会議室

(3) 入札日の持参品

① 入札書（様式第5号）

② 委任状（様式第6号）

ただし、入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は不要とする。

③ 一般競争入札参加受付済書（様式第7号）

(4) 注意点

会場前にて、7(1)の時刻の15分前から受付を開始し、7(1)の時刻から会場内で全体説明を行います。この時点までに受付を完了できない方は、入札参加を辞退したものとみなし、本要領に掲げる物件の入札に参加できないものとする。

## 8 入札方法等

(1) 入札書の提出

入札参加者は、前項「7 入札の日時及び会場等」における指定時刻に、指定された場所において、入札書を入札箱に投函する。

なお、入札書は封筒（様式などの指定はなし）に入れてください。

(2) 入札書に記載する金額

① 入札書に記載する金額は、「1(2) 貸付期間」に定める貸付期間中の賃借料の総額とする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格がない者がした入札

② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合を含む。）

③ 委任状を提出しない代理人のした入札

④ 不正行為による入札

⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

- ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
  - ⑧ 入札参加申し込みの際に提出した書類に虚偽の記載を行なった者の入札
  - ⑨ 岐阜市契約規則（昭和 39 年岐阜市規則第 7 号）その他本市の規定に違反した入札
- (5) その他
- ① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回することはできない。
  - ② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

## 9 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行う。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。
- (3) 落札者は、次の方法により決定する。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜市が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の金額で入札した者を落札者とする。
  - ② 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員がくじを引くこととする。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできない。

## 10 契約の締結

- (1) 落札者は、市有財産賃貸借契約書（様式第 8 号）により、落札後速やかに、賃貸借契約を締結することとする。落札者が、契約締結を辞退した場合又は契約を締結しない場合には、落札は効力を失い、落札額の 100 分の 10（1 円未満切捨て）に相当する額を損害金として市に納付することとする。その場合、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行なうことがある。
- (2) 同契約書第 7 条における年度別の納付金額は、貸付期間中の賃貸借料の総額を、貸付期間の年数及び月数により、各年度に均等に分割して定める。ただし、1 円未満の端数は初年度に含める。
- (3) 落札者は、貸付箇所に設置の床頭台等の売上の報告書を翌月速やかに担当部局へ提出し、光熱水費相当額として毎月売上の 10%を納入通知書に定める日までにまでに納付することとする。
- (4) プリペイドカードの精算額については売上に含めるものとし、契約期間終了後

に発生した精算額相応分について、支払い済の光熱水費相当額の返金を岐阜市に請求しないこととする。

- (5) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (6) 賃貸借契約は一般競争入札参加申込書の申込者名義で行う。

様式第1号

一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

申込者

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔平成26・27・28年度岐阜市競争入札参加資格者名簿  
(物品・委託・その他)に登録されている場合は、業者番号〕

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者名

⑩

※申込者欄の記入内容は、名簿への登録内容と一致していること。

担当者氏名
連絡先

岐阜市民病院に床頭台等を設置したいので、岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札実施要領の記載事項を承知のうえ、下記のとおり一般競争入札に参加を申し込みます。

記

件 名 岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札

【添付書類】

- ・誓約書 (様式第2号) 1通
- ・同意書 (様式第3号) 1通
- ・設置する機器の仕様が確認できる図面・資料 1通
- ・「実施要領2(10)」の実績を証明する契約書等の写し 1通



誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者名

⑩

このたび、岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札への参加申し込みにあたり、下記の事項に相違ない旨確約のうえ、貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- 2 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- 4 国内の300床以上の病院における床頭台の設置業務実績を1年以上有していること。

様式第3号

同 意 書

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者名

⑩

岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当する者であるか否かについて、警察署長に対し、書面で照会することに同意します。

様式第4号

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

質問者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者名

印

〔 担当者氏名  
連絡先 〕

岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札に関して、質問を行いたいので、質問書を提出します。

質問内容

(注意事項)

- ・ 回答は、「実施要領5(3)」により行い、質問書提出者への個別の回答は行いません。
- ・ 質問者欄が未記入である質問書には回答しません。
- ・ 岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札全般に関する質問は、担当部局あて提出してください。

入 札 書

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

入札者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者名

㊟

上記代理人

氏名

㊟

岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札について、実施要領の記載事項を承知のうえ、下記の金額をもって入札します。

記

入札金額								
百万			千			円		

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の文字を記入すること。  
2 記載する金額は、契約希望金額（賃貸借期間中の賃貸借料総額）の108分の100に相当する金額とする。

様式第6号

委 任 状

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

委任者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者名

印

私は、次の者を代理人と定め、平成27年12月25日に岐阜市で行う岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札において、一切の権限を委任します。

代理人 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

なお、代理人が使用する印鑑は右のとおりです

代理人使用印鑑

様式第7号

一般競争入札参加受付済書

申込者

様

岐阜市長

岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札について、下記のとおり一般競争入札参加申し込みを受領した。

入札当日、必ずこの一般競争入札参加受付済書を持参すること。

記

1 件 名 岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札

2 入札の日時及び会場

(1) 日時 平成27年12月25日(金) 14時00分

(2) 会場 岐阜市民病院 西診療棟5階 第一会議室

受付印

(注意事項)

- ・入札参加資格の要件を満たさないことが判明した場合は入札に参加できない。
- ・所定の時間までに受付を完了すること。
- ・駐車場に限りがあるため、公共交通機関を利用すること。

様式第8号

市有財産賃貸借契約書

岐阜市（以下「賃貸人」という。）と（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人と賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

機器名称	貸付面積(m <sup>2</sup> )			設置台数(台)		
	中央 診療棟	西 診療棟	計	中央 診療棟	西 診療棟	計
貸付箇所(設置場所)						
床頭台 ・テレビ ・冷蔵庫 ・カード式タイマー ・セーフティボックス	148.22	65.45	213.67	385	170	555
プライベートカード自動販売機	1.44	0.64	2.08	9	4	13
プライベートカード自動精算機	0.16	-	0.16	1	-	1
洗濯機	6.35	3.17	9.52	16	8	24
乾燥機	-	-	-	16	8	24

（用途の指定）

第3条 賃借人は、賃貸借物件を、「床頭台等設置場所」の用途（以下、「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 賃借人は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)

(賃貸借料の支払)

第7条 賃借人は、前条に定める賃貸借料を、次に掲げるとおり、各年度当初に賃借人に納入通知書を送付するものとする。

年度	納付金額
平成28年度	
平成29年度	
平成30年度	
平成31年度	
平成32年度	

2 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃借人に賃貸借料を支払わなければならない。

(光熱水費の支払)

第8条 賃借人は、本契約に基づき設置した床頭台等に関する売上げの報告書を翌月速やかに提出しなければならない。この売上げの報告書において精算額についても含めて報告すること。

2 賃借人は、賃借人からの報告書に基づき売上げの10%を光熱水費相当額として速やかに賃借人に納入通知書を送付するものとする。

3 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃借人に光熱水費相当額を支払わなければならない。

4 賃借人は契約期間終了後に発生した精算額について、賃借人に精算額に応じた支払い済の光熱水費相当額の返金を求めないものとする。

(延滞金)

第9条 賃借人は、第7条及び前条に基づき、賃借人が定める納入期限までに賃貸借料及び光熱水費相当額（以下「賃貸借料等」という。）を納入しなかったときは、市税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として賃借人に支払わなければならない。



(充当の順序)

第10条 賃借人が賃貸借料等及び延滞金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。

(かし担保)

第12条 賃借人は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、賃貸借物件に数量の不足その他隠れたかしを発見しても、賃貸借料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 賃借人は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

3 事故等により、設置した床頭台等に損害等が発生した場合において、賃貸人は一切の責を負わないものとする。

(維持補修)

第14条 賃貸人は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 賃借人は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 賃貸人は、賃貸借物件について必要に応じて、賃借人に対し賃貸借物件や売上げ状況等について、所用の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 賃借人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

3 賃貸人は、賃借人から報告された売上げ状況を、新たな賃借人を公募する際に公開することができる。

(違約金)

第17条 賃借人は、第4条に定める賃貸借期間中に、次条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当し契約を解除された場合は、賃貸借料の1年分に相当する額を違約金として、賃貸人に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。
- (3) 賃借人が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 賃借人が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
- (5) 賃借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき
- (6) 賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- (8) 賃借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 賃借人が賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると、賃貸人が認めたとき。
- (11) 賃借人が、岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当するとき。
- (12) 賃借人が、貸付期間中において、岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されていないとき。
- (13) 前各号に準ずる事由により、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(原状回復)

第19条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、賃貸人の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸借料の返還)

第20条 賃貸人は、第18条の規定により、この契約が解除されたときは、既納の賃貸借料のうち、賃借人が賃貸借物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を

日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第21条 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第22条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は第18条から第20条までの規定により契約が解除されたときにおいて、賃貸借物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人、賃借人協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃貸人、賃借人それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

賃貸人 岐阜市

賃借人 住所  
氏名